岩手県告示第197号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、木造建築士試験を次のとおり行う。

平成30年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時

- (1) 学科の試験 平成30年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験 平成30年10月14日(日)午前11時から午後4時まで
- 2 試験地及び試験場
 - (1) 試験地 盛岡市
 - (2) 試験場 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目18番8号
- 3 受験手続 次のいずれかにより受験の申込みを行うこと。
 - (1) 受付場所における受験の申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者は、必ず受付場所における受験の申込みを行うこと。

ア 受付場所並びに受付の期間及び時間

受付場所	受付期間	受付時間
盛岡市上ノ橋町1番50号 岩繊ビル2階		午前10時から午後5時まで
会議室	十成30千4月19日(水)がち回月23日(月)まて	一十前10時から十後3時まし
釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎	平成30年4月19日(木)及び同月20日(金)	午前10時から午後5時まで
会議室	十/成30十 4 月 19日 (小) 及い同月 20日 (金)	一十町10時/49十後3時まで

イ 受付申込方法 受験申込書をアの場所に直接持参すること。

(2) 郵送による受験の申込み

郵送による受験の申込みは、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者で、平成29年以前の木造建築士試験の受験票 又は合否の通知書を受験申込書に貼付できる者に限り、行うことができるものとする。

ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者 についても、郵送による受験の申込みができるものとする。

ア 受付期間 平成30年4月2日(月)から同月16日(月)までとし、平成30年4月16日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センター(郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル)に、必ず簡易書留で郵送すること。

(3) インターネットによる受験の申込み

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において必要な事項を入力すること

なお、インターネットによる受験の申込みは、平成16年以降に木造建築士試験の受験の申込みをした者で、試験の申込みに 必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、行うことができるものとする。

ア 受付期間 平成30年4月9日(月)から同月16日(月)まで

- イ 受付時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
- 4 その他 詳細については、公益財団法人建築技術教育普及センター (郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 電話番号03-6261-3310) に問い合わせること。